地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に 関する規則を公布する。

平成27年3月20日

四日市市教育委員会委員長 渡 邉 悌 爾

四日市市教委規則第4号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(四日市市教育委員会公告式規則の一部改正)

第1条 四日市市教育委員会公告式規則 (昭和36年四日市市教委規則第79号) の一部を次のように改正する。

改正後

(規則の目的)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に 関する法律(昭和31年法律第162 号)<u>第15条第2項</u>の規定に基づく公 告式は、この規則の定めるところによ る。

(規則の公布)

第2条 教育委員会規則(以下「規則」 という。)を公布しようとするとき は、公布の旨の前文及び年月日を記入 して、<u>教育長</u>が署名するものとする。

2 (略)

(規程及びその他公表事項の公表)

第3条 規則を除くほか、教育委員会の 定める規程で公表を要するものその他 公表事項を公表するときは、その旨の 改正前

(規則の目的)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に 関する法律(昭和31年法律第162 号)<u>第14条第2項</u>の規定に基づく公 告式は、この規則の定めるところによ る。

(規則の公布)

第2条 教育委員会規則(以下「規則」 という。)を公布しようとするとき は、公布の旨の前文及び年月日を記入 して、<u>委員長</u>が署名するものとする。

2 (略)

(規程及びその他公表事項の公表)

第3条 規則を除くほか、教育委員会の 定める規程で公表を要するものその他 公表事項を公表するときは、その旨の 前文及び年月日を記載し、教育長が記 名して印をおすものとする。

(略)

前文及び年月日を記載し、委員長が記 名して印をおすものとする。

2 (略)

(四日市市教育委員会会議規則の一部改正)

第2条 四日市市教育委員会会議規則(昭和39年四日市市教委規則第9号)の 一部を次のように改正する。

改正後	改正前			
目次	目次			
第1章 総則(第1条 <u>・第2条</u>)	第1章 総則(第1条 <u>-第3条</u>)			
第2章 会議(<u>第3条</u> - <u>第8条</u>)	第 2 章 会議 (<u>第 4 条</u> – <u>第 1 0 条</u>)			
第3章 会議録(<u>第9条</u> ・ <u>第10条</u>)	第3章 会議録 (<u>第11条</u> ・ <u>第12</u>			
	<u>条</u>)			
第 4 章 補則 (<u>第 1 1 条</u>)	第 4 章 補則 (<u>第 1 3 条</u>)			
附則	附則			
(目的)	(目的)			
第1条 この規則は 地方数会行政の組	第1条 ▼の規則は 地方数容行政の組			

織及び運営に関する法律(昭和31年 法律第162号) 第16条の規定に基 づき、四日市市教育委員会(以下「委 員会」という。)の会議その他議事の 運営に関し、必要な事項を定めること

を目的とする。

第1条 この規則は、地方教育行政の組|第1条 この規則は、地方教育行政の組 織及び運営に関する法律(昭和31年 法律第162号)第15条の規定に基 づき、四日市市教育委員会(以下「委 員会」という。)の会議その他議事の 運営に関し、必要な事項を定めること を目的とする。

(委員長)

第2条 委員長の選挙は、会議において 無記名投票でこれを行い、投票の最も 多数を得た者を当選者とする。ただ し、得票数が同じものがあるときは、

(教育長職務代理者)

- 第2条 <u>教育長</u>職務代理者は、<u>教育長が</u> あらかじめ2人を指定する<u>ものとす</u> <u>る</u>。
- 2 <u>教育長</u>職務代理者の先任順位は、<u>教</u> <u>育長が</u>定める。

(会議の招集)

- 第3条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、教育長が必要と認めたとき、又は委員2人以上の者から文書で会議に付議すべき事件を示して請求があったときは、教育長は、遅滞なくこれを招集するものとする。
- 2 会議の招集に際しては、<u>教育長</u>は、 会議開催の日時、場所及び付議すべき 事件をあらかじめ委員に通知するもの とする。

3 (略)

4 委員は出席することができないとき は、その事由を具して開会時刻までに 教育長に届け出るものとする。

第4条 (略)

第 5 条 (略)

くじでこれを定める。

2 前項の選挙について、委員中に異議がないときは、指名推選の方法を用いることができる。

(委員長職務代理者)

- 第3条 委員長職務代理者は、あらかじ め2人を指定する<u>ものとし、指定方法</u> については、前条の例による。
- 2 <u>委員長</u>職務代理者の先任順位は、<u>会</u> 議にはかって定める。

(会議の招集)

- 第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、教育長が必要と認めたとき、又は委員2人以上の者から文書で会議に付議すべき事件を示して請求があったときは、<u>委員長</u>はこれを招集するものとする。
- 2 会議の招集に際しては、<u>委員長</u>は、 会議開催の日時、場所及び付議すべき 事件をあらかじめ委員に通知するもの とする。

3 (略)

4 委員は出席することができないときは、その事由を具して開会時刻までに 委員長に届け出るものとする。

第5条 (略)

第6条 (略)

(参与員)

第6条 (略)

2 教育長は、必要に応じ、前項に定め る者の他所管の職員を会議に出席させ ることができる。

第7条 (略)

(会議の公開)

- 第8条 会議は公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、 教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。
- 2 前項ただし書の規定により会議を公開しないときは、教育長は、自己の指定する者以外の者を会議場から退去させるものとする。
- 3 会議傍聴の手続、傍聴人の守るべき 事項等傍聴に関して必要な事項は、別 に定める。

(会議録の作成)

第 9 条 (略)

(参与員)

第7条 (略)

2 教育長は、必要に応じ<u>委員長の許可</u> <u>を得て</u>、前項に定める者の他所管の職 員を会議に出席させることができる。

第8条 (略)

(傍聴)

- 第9条 何人も委員長の許可を得て会議 を傍聴することができる。
- 2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項 等傍聴に関して必要な事項は、別に定 める。

(会議の公開)

- 第10条 会議は公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、<u>委員長</u>又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。
- 2 <u>秘密会を開くときは、委員長</u>は、自 己の指定する者以外の者を会議場から 退去させるものとする。

(会議録の作成)

第11条 (略)

- 2 <u>教育長は、会議終了後遅滞なく、会</u> 議録を作成するものとす<u>る。</u>
- 3 会議録には、出席委員のうち<u>教育長</u> の定めた2人の委員が署名するものと する。
- 4 会議録は、公開する。ただし、前条 第1項の規定により公開しなかった会 議の会議録は、この限りでない。

(会議録の記載事項)

- 第10条 会議録には、次の事項を記載 するものとする。
 - (1) (略)
 - (2) 出席した教育長及び委員の氏名
 - (3)から(7)まで (略)
 - (8) その他<u>教育長</u>又は会議で必要と 認めた事項
- 2 教育長が取消しを命じた発言及び委員自ら取消しをした発言は会議録に記載しない。
- 3 会議録に記載した事項について、委員中に異議があるときは、<u>教育長</u>はこれを会議にはかって定める。

(補則)

第11条 この規則についての疑義又は この規則に定めのない事項は、<u>教育長</u> が会議にはかって定める。

- 2 会議録は、委員長が事務局職員の中 から教育長の推せんする者を指名して これを作成させる。
- 3 会議録には、出席委員のうち<u>委員長</u> の定めた 2 人の委員<u>及びこれを調製し</u> た職員が署名するものとする。

(会議録の記載事項)

- <u>第12条</u> 会議録には、次の事項を記載 するものとする。
 - (1) (略)
 - (2) 出席委員の氏名
 - (3)から(7)まで (略)
 - (8) その他<u>委員長</u>又は会議で必要と 認めた事項
- 2 <u>委員長</u>が取消しを命じた発言及び委員自ら取消しをした発言は会議録に記載しない。
- 3 会議録に記載した事項について、委員中に異議があるときは、<u>委員長</u>はこれを会議にはかって定める。

(補則)

第13条 この規則についての疑義又は この規則に定めのない事項は、<u>委員長</u> が会議にはかって定める。

(四日市市教育委員会事務局処務規則の一部改正)

第3条 四日市市教育委員会事務局処務規則(昭和39年四日市市教委規則第1

改正後

(この規則の趣旨)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に 関する法律(昭和31年法律第162 号)<u>第17条</u>の規定による四日市市教 育委員会(以下「委員会」という。) 事務局の組織及び事務分掌並びに事務 処理は、この規則の定めるところによ る。

(職務)

- 第5条 前条に規定する職の職務は、それぞれ次のとおりとする。
 - (1) 副教育長は、教育長を補佐する とともに、教育長の命を受けて、そ の担当する事務を掌理し、所属職員 を指揮監督する。

(2)から(6)まで (略)

2及び3 (略)

改正前

(この規則の趣旨)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に 関する法律(昭和31年法律第162 号)<u>第18条</u>の規定による四日市市教 育委員会(以下「委員会」という。) 事務局の組織及び事務分掌並びに事務 処理は、この規則の定めるところによ る。

(職務)

- 第5条 前条に規定する職の職務は、それぞれ次のとおりとする。
- (1) 副教育長は、教育長を補佐<u>し、</u>教育長に事故あるとき又は教育長が 欠けたときは、その職務を代行する とともに、教育長の命を受けて、そ の担当する事務を掌理し、所属職員 を指揮監督する。
 - (2)から(6)まで (略)

2及び3 (略)

(四日市市教育委員会事務委任規則の一部改正)

第4条 四日市市教育委員会事務委任規則(昭和39年四日市市教委規則第11 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(この規則の趣旨)	(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項の規定に基づき、四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務の一部を委任することについて必要な事項を定めるものとする。

(委任事務の報告)

- 第4条 教育長は、次に掲げる委任され た事務又は臨時に代理した事務の管理 及び執行の状況を年1回以上委員会に 報告しなければならない。
 - (1) 教育委員会が所管する主要施策の 成果
 - (2) 教育行政に関する計画の重点目標 の達成状況
 - (3) 教育委員会が行った行政処分のう ち重要なもの
 - (4) その他重要な委任事務
- 2 前項の規定にかかわらず、教育長 は、委員から委任事務の報告を求めら れたときは、速やかにその管理及び執 行の状況を委員会に報告するものとす る。

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)<u>第26条第1項</u>の規定に基づき、四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務の一部を委任することについて必要な事項を定めるものとする。

(四日市市教育委員会公印規則の一部改正)

第5条 四日市市教育委員会公印規則 (昭和59年四日市市教委規則第10号) の一部を次のように改正する。

別表 (第4条関係)

種	種類		書体	使用区分	管守す	
		寸法(ミ	刻字			る課及
		リメート				び教育
		ル)				機関
庁印	(略)					
職印	教育	方21	教 教 四	れい書	教育長名を	教育総
	長印		教育長印四日市市		もってする	務課
			印会市		文書	
	(略)					•

		改正前			
第4条員	曷係)				
類	規格		書体	使用区分	管守す
	寸法(ミ	刻字			る課及
	リメート				び教育
	ル)				機関
(略)					•
<u>教育</u>	<u> 方 2 1</u>		れい書	教育委員長	教育総
<u>委員</u>		委 教 四		名をもって	務課
会 委		員長日市		する文書	
<u>員 長</u>		即会市			
<u> </u>					
教育	方21	教 教 四	れい書	教育長名を	教育総
長印		育長日市市市		もってする	務課
				文書	
**************************************	類 (8 数 委 会 員 印 教 前 要 長 育	寸法(ミリメートル) (略) 教育 方21 委員 会 長 印 和 方 方 2 1 教育 方 2 1	類 規格	第4条関係) 類 4条関係) 類 2 1 (略) 教育 (本) (本) (本) 財 (本) 教育 (長) 財 (本) 財 (本) 教育 (長) 財 (本) 財 (本)	第4条関係) 類 規格 書体 使用区分 (略) 教育 方21 加い書 教育委員長名をもってする文書 日 教育 方21 教育長名をもってする 長印 本額 本額 本額 本額 本額 本額 表額 もってする

第6条 四日市市教育委員会傍聴人規則(昭和27年四日市市教委規則第3号) の一部を次のように改正する。

改正後

四日市市教育委員会会議傍聴規則

- 第1条 教育委員会の<u>会議を傍聴</u>しようとする者は、<u>所定の場所にて自己の住</u> <u>所及び氏名を傍聴受付用紙に記入し、</u> 速やかに着席しなければならない。
- 第2条 次に掲げる者は、傍聴を<u>するこ</u> とができない。
 - (1)から(3)まで (略)
 - (4) その他<u>教育長</u>が不適当と認めた者
- 第3条 傍聴人は<u>いかなる理由があっても議場に入ることはできない。</u>
- 第4条 <u>教育長</u>は、傍聴人の数を制限することができる。
- 第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。
 - (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
 - (2) 私語、談話又は拍手等をしない
 - (3) 議事に批評を加え又は賛否を表明しないこと。

改正前

四日市市教育委員会傍聴人規則

- 第1条 教育委員会の<u>傍聴を</u>しようとする者は、<u>受付係に住所氏名を申し出て</u> その指揮に従わなければならない。
- 第2条 次に掲げる者は、傍聴を<u>許され</u> ない。
 - (1)から(3)まで (略)
- (4) その他<u>委員長</u>が不適当と認めた者
- 第3条 傍聴人はいかなる理由があって も議席に入ることはできない。
- 第4条 <u>委員長</u>は、傍聴人の数を制限することができる。
- 第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。
 - (1) <u>傍聴席への出入は静粛にするこ</u>と。
 - (2) <u>帽子、外とう、えり巻の類は着</u>てはいけない。
 - (3) 委員の言論に対して拍手又は発言したり議場を喧騒にしてはいけな

- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話等の通信機器の使用(着 信音を発することを含む。)をしな いこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の進行を妨げるような行為をしないこと。
- 第6条 教育長は、傍聴人がこの規則に 違反したときは、これを制止し、傍聴 人がこれに従わないときは、退場させ ることができる。
- 第7条 四日市市教育委員会会議規則 (昭和31年教委規則第35号)第8条 第1項の規定により会議を公開しない こととしたとき又は前条の規定により 退場を求められたときは、傍聴人は速 やかに退場しなければならない。

い。

(4) <u>その他議事を妨害する行為は許</u> されない。

第6条 傍聴を禁じたとき、又は退場を 求められた者は速やかに退場しなけれ ばならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に在職する教育長(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育長をいう。)の教育委員会の委員としての任期中においては、なお従前の例による。

(教育委員会教育総務課)